

滋賀県告示第 313 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 2 号に規定する小型機船底びき網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和 7 年 8 月 22 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第 3 種漁業（貝びき網漁業）	14 隻以下	5 トン以下	127 キロワット以下	近江大橋の草津行き車線区分線以北の琵琶湖（ただし、内湖および内湖から琵琶湖に通ずる水路を除く。）	8 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和 7 年 8 月 22 日から令和 7 年 9 月 22 日まで